

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業(補助金)の申請について

【事業内容】

介護サービス事業所・施設が、新型コロナウイルスの感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費に対し、上限額の範囲内で補助金を交付する。(事業の詳細は国実施要綱をご確認ください)

【対象となる事業所・施設及び基準額】

「感染防止対策支援事業基準単価等一覧」による

- ※医療系の介護サービスを行う医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、介護療養型医療施設等)で、医療の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の交付を受ける場合、当事業の申請は出来ません。
- ※介護サービスと障害福祉サービスを同一の施設・事業所で運営されている場合、当事業と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」の重複申請が出来ない場合があります。
詳細は「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」の要綱等をご確認ください。

【対象経費】

令和3年10月1日から12月31日までの感染防止対策に要する衛生用品及び備品の購入費用

衛生用品	マスク、手袋、消毒液、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、アルコール、ハンドソープ、石鹸、ペーパータオル、キャップ、簡易防護服、使い捨て食器など
備品	パーテーション(机上等に置くアクリル板も可)、パルスオキシメーターの2点限定

※備品は上記2点以外、全て対象外

※人件費、委託費、リース費、役務費、工事費、研修費、飲食費等は全て対象外

【申請に必要な書類】

本事業は、「申請」「実績報告」「請求」に係る必要書類を一括でご提出いただけます。

様式	注意事項等
①第11-1号様式「交付申請書」 ②様式11-1「事業所・施設別申請額一覧」 ③様式11-2「事業所・施設別個票」 ④別紙11「所要額調書」 ⑤振込先金融機関口座確認書類 ⑥領収書の写し等の実績確認書類 ⑦返還対象確認表 ⑧請求書	<ul style="list-style-type: none">・申請は法人単位で、個票は各サービス毎に作成し、取りまとめのうえ提出してください。・全ての提出書類において、押印は不要です。・振込先金融機関口座確認書類は、通帳又はキャッシュカードの口座番号及び口座名義人が書かれた部分の写しを提出してください。・領収書の提出があれば他の実績確認書類は不要です。但し、領収書において品名が確認できない場合は、納品書等の購入品目が確認できる書類も提出してください。・領収書の提出が困難な場合は、注文書、納品書、引落日が確認出来る物(通帳の写し等)を提出してください。クレジット払いや口座引き落とし等の場合、対象期間内に発注して購入が確定しているのであれば引落日については令和4年1月1日以降でも、補助対象として差し支えありません。・領収書や納品書に複数品目の記載がある場合、対象物品をマーカー等で明示してください。・複数の事業所分を法人で一括発注している場合、1枚の領収書を各事業所に振り分けていただいで構いません。この場合は、各事業所にどの様に振り分けたか分かるようにしてください。(領収書の写しに手書きしていただいても、別紙をつけていただいてもどちらでも可です)

※提出書類に不足や不備がある場合、補助金の支払いに遅れが生じますので、必ず記載例等をご確認のうえ提出してください。

※提出書類は返却しません。また、不備等があれば修正を依頼しますので、提出書類の写しを取っておいてください。

※各様式は、介護保険課HPに掲載しています。(https://www.pref.nara.jp/59354.htm)

【提出先】

申請は郵送のみで受け付けます。(当県は電子申請による受付は行いません)

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県介護保険課介護事業係 支援金担当 宛

※封筒には法人名を記載し、「介護分感染防止対策補助金交付申請書在中」と朱書きしてください。

※補助金のお支払いは2月頃からの開始を見込んでいます。(審査が完了した法人様より順次行います)

【提出期限】

令和4年1月21日(必着)

【お問い合わせ先】

奈良県介護保険課介護事業係 支援金担当 宛

FAX:0742-27-3075

※奈良県は当事業専用のコールセンターを設けていませんので、お問い合わせは、FAXをお願いします。